

景観計画策定について



<目次>

1. 景観法について 2
2. 景観計画について 8

1. 景観法について

景観法について

今までの取組の限界

- 国民共通の基本理念が未確立
- 自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界⇒ 景観をめぐる訴訟の提起
- 地方公共団体の自主的取り組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分



- ・景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付け
- ・地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与

法の構成 1：基本理念

(景観法第2条)

①良好な景観は
現在及び将来における
国民共通の資産であり
その整備及び保全が図られな
ければならない。

②良好な景観は
地域の自然・歴史・
文化等と人々の生活、
経済活動との調和が
不可欠。

③良好な景観は
地域の個性を
伸ばすよう、
多様な形成が
図られるべき。

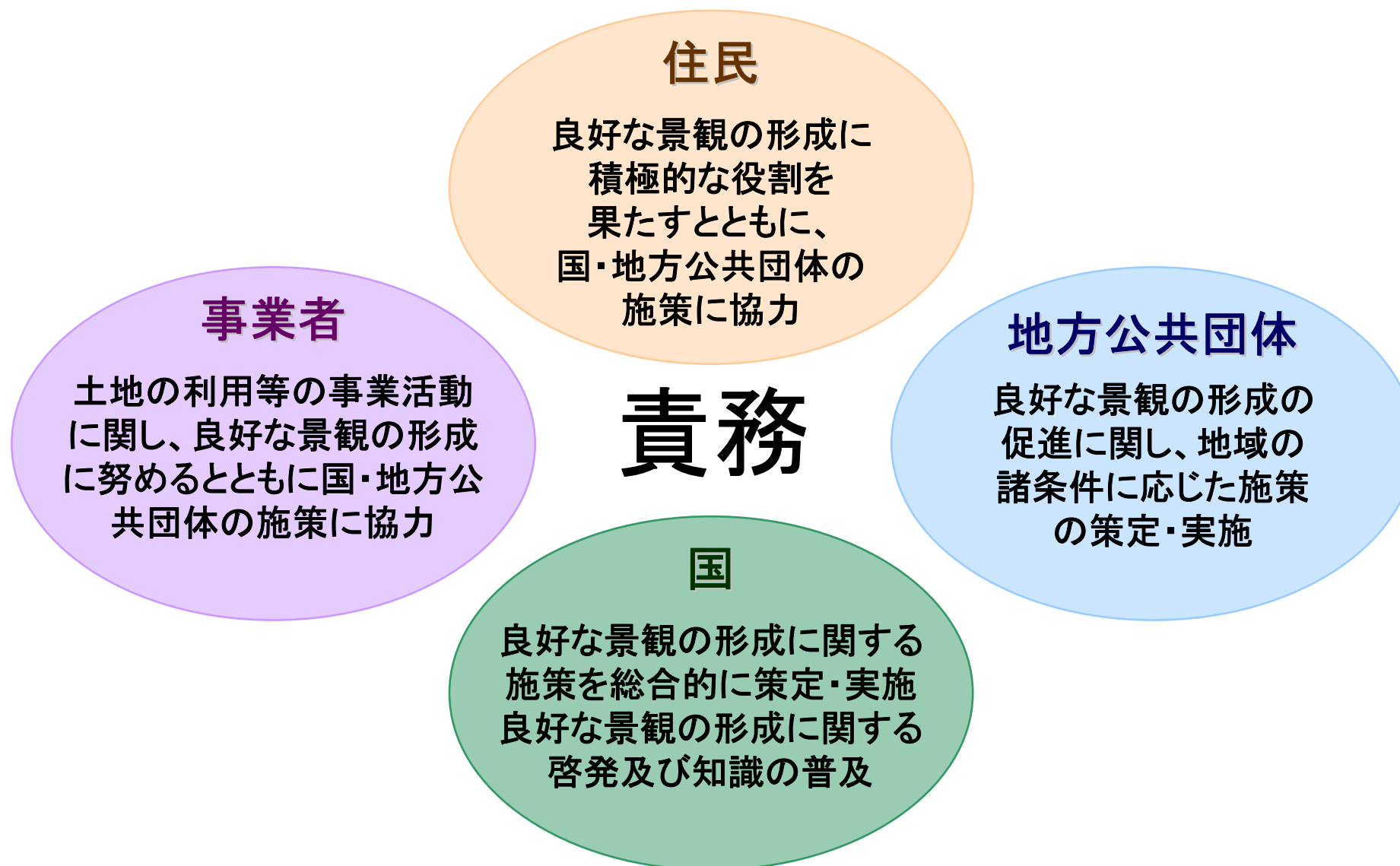
基本理念

④良好な景観形成は
住民、事業者、行政の
協働により進めるべき。

⑤良好な景観形成は
保全だけでなく、
創出を含む。

法の構成 2：関係者の責務

(景観法第3条～第6条)



法の構成 3：景観行政団体

(景観法第7条)

- ・「景観行政団体」とは、景観行政を担う主体
- ・政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体
- ・その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能

その他の市町村が景観行政団体になるために必要な手続

○都道府県との協議・同意

○景観行政団体となる日の30日前までに公示(法第7条7項)

<公示する事項>

- ・景観行政団体になる旨
- ・景観行政団体になる日

法の構成4：景観計画、景観協定、景観整備機構、景観地区

(景観法第8条～第96条)

景観計画

(H22.11.1現在、252団体が策定)

- ・区域と方針、行為ごとの規制内容等を定める
- ・届出に基づく勧告(形態意匠については変更命令も可)

景観協議会

行政、住民、公共施設
管理者などが協議を
行い、景観に関する
ルールづくりを行う組織

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物・
樹木を指定し積極的に保全



景観重要公共施設

道路や河川等を位置付
け、景観に配慮した整備や
景観の視点を加味した
占用許可が可能

景観農業振興地域整備計画等

景観は、屋外広告物、農地、
森林等の様々な事物が横断的
にかかわってなされる
⇒これらを一体的に位置付け、調和
のとれた推進を図ることが有効

景観協定

住民合意による
きめ細やかな景観に
関するルールづくり

景観整備機構

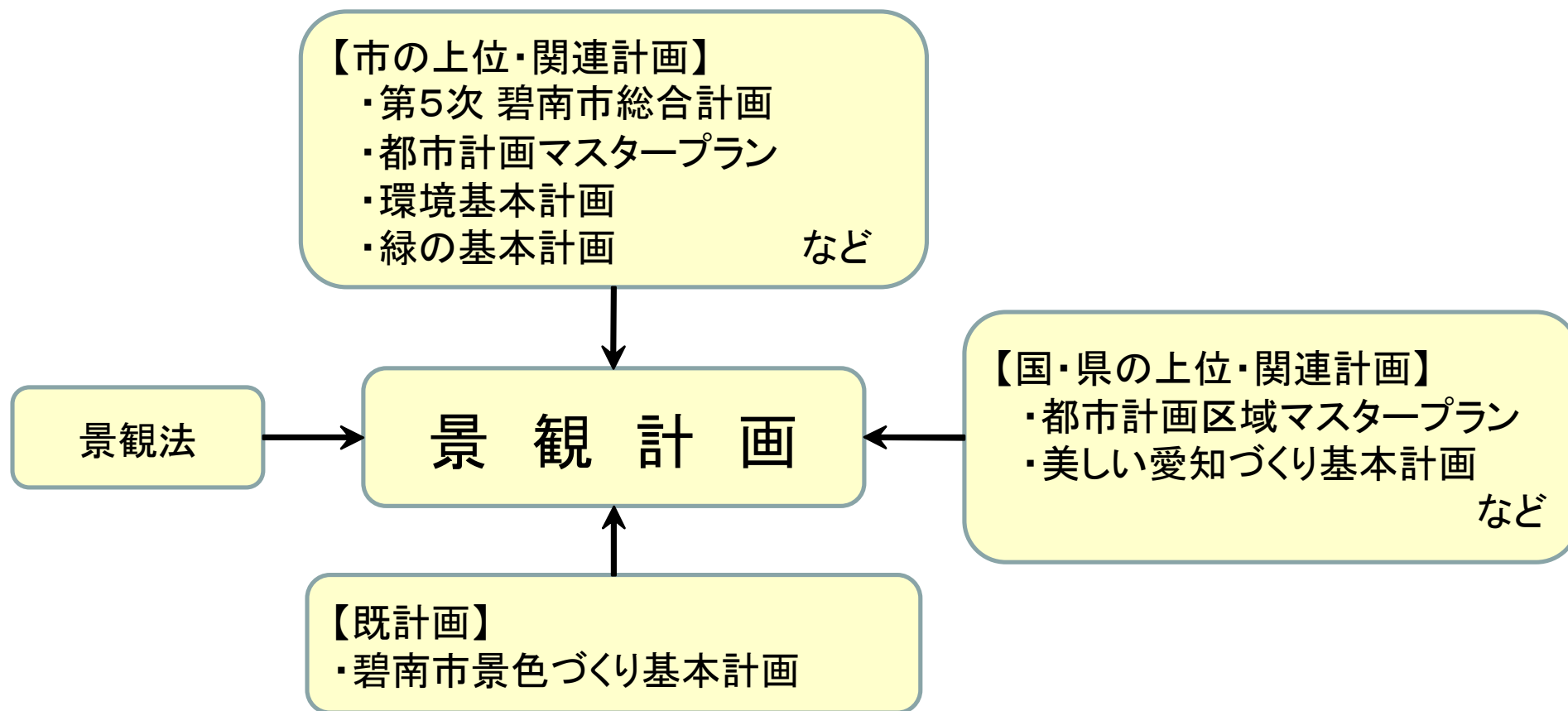
- ・NPO法人や公益法人を景観
行政団体の長が指定
- ・景観重要建造物・樹木の管理、
耕作放棄地等の利用権の取得
等を行う

景観地区 (H22.11.1現在、30地区)

- ・都市計画として市区町村が決定
- ・建築物の形態意匠や高さ、壁面
位置等の規制が可能
- ・工作物の設置や土地の形質変
更等の規制も可能

2. 景観計画について

景観計画の位置付け



これまでの取り組み、特に景色づくり基本計画の基本的な考え方を踏まえて、**良好な景色づくりを実現していくためのルールづくり**の第一歩

景観計画に定める事項（景観法第8条第2項）

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

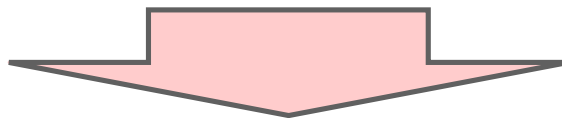
選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の許可基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観計画策定の意義～なぜ策定するのか～

<その1>

海、河川、湖沼の水辺や豊かな緑、広大な農地に囲まれた市街地の公園や歴史ある寺社、物流・生産活動を支える工業地など市全域に様々な景色資源が数多く存在している。



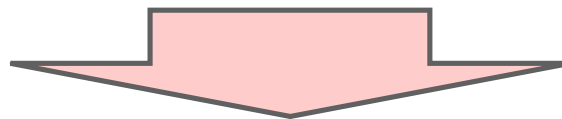
これらの景色資源を守り、育てたい！



景観計画策定の意義～なぜ策定するのか～

<その2>

- ・これまで「景色の共有化」を着実に推進してきた。
- ・しかし、自主条例等に基づくコントロールは実施していない。
- ・この状況を放置すると、他都市事例と同様に周囲の景色と調和しない派手な色彩の建築物等や無秩序な看板によって良好な景色が阻害される恐れがある。

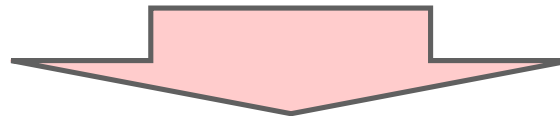


次代につなぐ景色づくりを推進するためには、景観法に基づく景観計画を策定し、**強制力(実効性)のある** 行為の届出規制を行い、本市の景色特性にそぐわない建築物等の**意匠(色彩等)を規制・誘導** していくことが必要！

景観計画策定の意義～なぜ策定するのか～

<その3>

- ・ 景色は、様々な要素で構成されており、地域の特色あるまちの姿、町並み、個々の建物、まちの印象や記憶に至るまで影響を与えている。
- ・ 景色づくりは、施設整備だけではなく、日々の暮らしの中で行われる清掃活動や緑化など身近なものからも育まれていくものである。
- ・ その取り組みは市民、事業者、行政など多様な主体の協働により進められることが求められる。



1人でも多くの多様な主体が景色づくりについて考え、
行動できる指針となることを目指す！

景観計画策定の状況

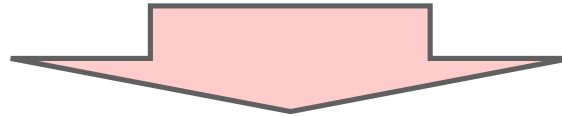
【愛知県の景観計画策定状況（H22.11.1現在）】

名古屋市	平成19年3月	名古屋市景観計画
豊田市	平成20年3月	豊田市景観計画
犬山市	平成20年4月	犬山市景観計画
常滑市	平成22年4月	常滑市やきもの散歩道地区景観計画
半田市	平成22年7月	半田市ふるさと景観計画
瀬戸市	平成22年10月	瀬戸市景観計画

～豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち～

景観計画の特徴 1：実効性の高い規制・誘導が可能

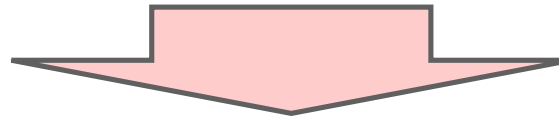
- ・景観計画区域内では、建築行為などについて届け出てもらい、景観形成のための基準を満たさないものがあれば、**勧告**を行うことが可能。
- ・**形態・意匠**に係るものについては、**変更命令**も可能。



法的根拠を得て、
実効性の高い規制・誘導が可能となる！

景観計画の特徴２：地域特性にあった規制・誘導が可能

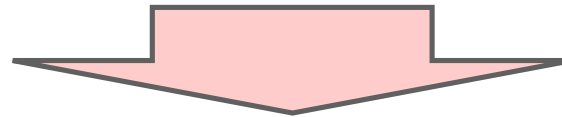
- ・具体的な届出対象について、景観行政団体が必要に応じて追加して選択することも、適用除外を設けることも可能。
- ・それぞれの届出対象行為ごとに行為の制限（景観形成基準）を定める。



地域の特性にあった規制・誘導が可能！

景観計画の特徴３：景色づくりの指針となる

- ・ 景観法に基づいて策定する計画であるが、本市の景色特性に応じ、市民の意見を反映しながら、市の創意工夫によって策定する。
- ・ 市民の意見を反映
⇒ 景色づくり委員会、景色づくり研究会、パブリックコメント、地区説明会、HPでの公開



多様な主体の理解と協力を得て、
地道な景色づくりの取り組みを継続していく
上での共通の指針(ガイドライン)となる！

景観計画策定の効果～その１～

- ・市の景色に対する明確なビジョンがないと、周囲の景色と調和しない色彩の建築物等や無秩序な看板が建ってしまい、本市の一体感がどんどん失われていく。



計画をきちんと策定して、運用することにより、市が持つ様々な財産を利活用・再生・創造して、進展し続ける景色づくりを進められます。

景観計画策定の効果～その２～

良好な景観の形成

新たな環境や文化などを創造し、
「住みやすいまち」から
住むことを「楽しめるまち」
の創出を進められます。



子どもたちやボランティアグループ等
の新たな力と行政をひとつにまとめ、
「地域力を育む」景色づくりを進めら
れます。



景観計画策定の効果～その3～

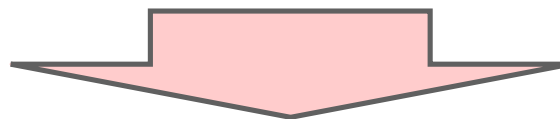
- ・ 景観に配慮したまちづくりを積極的に推進している先進事例について、取り組みによる効果をみると、地場産業の活性化や観光振興といった波及効果がみられる。



山形県金山町



埼玉県川越市



今後、より広域的な視点を踏まえ、
多くの人や物を受け入れる
魅力のある景色づくりを進められます。